

伊賀市上下水道料金システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

- (1) 目的 現行上下水道料金システムのハードウェアの更新時期並びに下水道料金の改定に合わせ、上下水道料金システムを構築するための業務の受託者を選定する。
- (2) 名称 伊賀市上下水道料金システム構築業務委託
- (3) 履行場所 伊賀市ゆめが丘地内
- (4) 業務内容 別紙「伊賀市上下水道料金システム構築業務委託仕様書」のとおり
- (5) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日（木）

2. プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

3. 予算限度額

委託料の上限は 44,374,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。
システムを構築して動作させるために必要なものは、本構築業務の見積書に全て含めること。

4. 参加資格

公告日現在、伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿（事務事業委託—システム開発・管理）に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (4) 公告から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (5) 法令、規則等に違反していない者
- (6) JISQ15001（プライバシーマーク）の付与を受けている法人又は本業務担当部門がISO27001若しくはJISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得している者。
- (7) 過去10年間（平成23年4月1日から令和3年3月31日）において、上下水道料金システム導入

を受託している実績があること。

5. 参加資格確認申請書及び設計図書等

(1) 提出書類

- | | |
|--------------------------|----|
| ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第2号） | 1部 |
| イ 会社概要書（様式2-1号） | 1部 |
| ウ 誓約書（様式第2-2号） | 1部 |
| エ 履行実績書（様式第3号） | 1部 |

※ 業務内容確認のため、業務内容等が記載されている仕様書等の一部（写）及び履行実績を証する書類（写）を添付すること。

※ 過去10年間における上下水道システム構築業務の履行一覧表を添付すること。（任意様式）
（委託業務名、発注機関名、期間、契約金額、契約方法、業務内容は必ず記載すること）

- | | |
|---------------------|----|
| オ 配置予定技術者届出書（様式第4号） | 1部 |
|---------------------|----|

※ 雇用の確認ができる書類、資格証の写し及び実務経験を証する書類を添付すること。

※ 配置予定技術者の上下水道システム構築に従事した経験が確認できる一覧表（任意様式）
（委託業務名、発注機関名、期間、契約金額、業務内容は必ず記載すること）

- | | |
|-----------------------------------|----|
| カ 前述の「4. 参加資格（6）」に記載の資格を証する認定書の写し | 1部 |
| キ 納税証明書（未納税額がない証明書） | 1部 |

(2) 提出書類の受付

- | | |
|--------|---|
| ア 受付期間 | 令和3年5月12日（水）から令和3年5月27日（木）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。） |
| イ 受付場所 | 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部営業課 |
| ウ 提出方法 | 書面により持参とする。 |

(3) 仕様書等の閲覧

- | | |
|--------|--|
| ア 閲覧期間 | 令和3年5月12日（水）から令和3年5月20日（木）まで
伊賀市ホームページ（上下水道部）に掲載する。 |
|--------|--|

(4) 仕様書等に対する質問

- | | |
|--------|---|
| ア 提出期間 | 令和3年5月12日（水）から令和3年5月20日（木）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く。） |
| イ 提出場所 | 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部営業課 |
| ウ 提出方法 | FAX又はE-mail（任意の様式） |

(5) 仕様書等に対する回答

- | | |
|--------|------------------------------|
| ア 供覧期間 | 令和3年5月25日（火）から令和3年5月31日（月）まで |
|--------|------------------------------|

イ 供覧場所 伊賀市ホームページ（上下水道部）に掲載する。

6. プロポーザル参加資格の確認

（1）参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

（2）参加資格の有無の通知

令和3年6月1日（火）

（3）参加資格の有無について

プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）により通知する。

（4）資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成19年伊賀市告示第256号）第4条に規定する苦情申立書（様式第1号）により否認理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部営業課

ウ 提出方法 書面により持参とする。

（5）中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱第17条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

7. 提案書の提出

（1）提出期間 令和3年6月2日（水）から令和3年6月10日（木）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

（2）提出場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部営業課

（3）提出方法 書面により持参または郵送による。（郵送の場合は6月10日必着）

（4）提出部数

ア 企画提案書

正本 1部 提案書の表紙に会社名及び代表者、代表者印を記名押印すること。

副本 12部 社名、ロゴ、製品名等の記載をしないようにすること。

電子媒体（CD-R） 1部

PDF形式又はMicrosoft Office形式に電子データ化したものとする。

イ ①構築見積書及び積算内訳書 1部（内訳書については指定様式）

(見積書については任意様式：A4版、消費税及び地方消費税の額含む)

② 5年間の保守経費 1部 (消費税及び地方消費税の額含む)

ウ システム機能要件確認書 (指定様式) 1部

エ 推奨機器参考見積書 (定価による：消費税及び地方消費税の額含む) 1部

(5) 作成要領

ア 企画提案書 (任意様式)

- ① 提案書は、1者につき1提案とする。A4判、横書き、左綴じで製本すること。
- ② 図表等については、必要に応じてA3判でも可とするが、A4判への折込をすること。
- ③ 提案書の表紙には、宛名「伊賀市上下水道部」、タイトル「伊賀市上下水道料金システム構築業務提案書」と記載すること。
- ④ 提案書は、30ページ以内(表紙、目次、中表紙、裏表紙を除く。)とし、文字の大きさは、11～12ポイントとする。
- ⑤ 使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語(一般的に難解と思われる専門用語等)を使用する場合は、同ページの欄外に注釈をつけること。
- ⑥ 提案書の記載内容については、以下のとおり作成すること。なお、仕様書を満たしていない箇所がある場合は、その理由を明記すること。

1) システムの基本的な考え方

- ・本市が示した仕様書、システム機能要件確認書等を十分に理解し、事業者が提案するシステム構築にあたっての基本的な考え方を記述すること。

2) システムの基本的な機能要件

- ・提案するシステムの概要と特徴について記述すること。
- ・システム機能については、機能構成図、主要画面、帳票イメージについて記述すること。

3) 業務実施体制及び作業スケジュール

- ・本業務を履行するにあたっての実施体制(SE人数等)及び作業スケジュール(データセットアップ、テスト、操作研修等を含む。)について記述すること。
- ・作業工程における事業者と本市の役割分担と作業内容を記述すること。

4) システム構成

- ・提案するシステムで使用するソフトウェアの構成、またそれぞれの特徴や役割について記述すること。(ネットワーク構成図を示すこと。)

5) セキュリティ対策

- ・業務履行時における、個人情報保護対策等に関する考え方を記述すること。
- ・システムの安定稼働の仕組み、冗長構成、ウイルス対策、データ保護、バックアップ体制について記述すること。

6) システム保守及び運用・管理

- ・システム運用時の事業者と本市の役割分担と事業者の体制及び保守の内容、範囲を具体

的に記述すること。

- ・ソフトウェア（OS、関連ソフトを含む。）のバージョンアップに関する事業者の方針を記述すること。
- ・運用時における障害発生時の対応（連絡体制、対応時間等）を具体的に記述すること。

7) システムの拡張性

- ・料金改定や方法変更等に伴うシステム改修への基本的な考え方、対応方法について記述すること。また、費用負担が発生する場合は、その判断基準について具体的に記述すること。

8) データ移行に関する考え方

- ・提案システムへ現行システムデータを移行するにあたり、基本的な考え方、移行方法について具体的に記述すること。
- ・本委託業務終了後の次期システムへのデータ移行における、基本的な考え方、移行方法について具体的に記述すること。

9) コスト縮減の考え方

- ・ソフトウェア開発、カスタマイズ経費等の抑制、提案するシステムに関するコスト縮減等の考え方について記述すること。

イ 見積書（任意様式）及び積算内訳書（指定様式）

業務に要する費用を見積作成すること。また、積算根拠を明確にした積算内訳書も併せて作成すること。

① システム構築導入費用

上記に係る一括導入費の合計額を計上すること。

別途調達するパソコン（OS、アプリケーション、エクセル、ワード）など「伊賀市上下水道料金システム構築業務委託仕様書の1. 8「機器等の導入及び仕様」以外で構築して動作させるために必要なものは、本構築業務の見積書に全て含めること。

② 保守経費

ソフトウェア保守経費

上記に係る5年間の経費を一括計上すること。

ウ システム機能要件確認書（指定様式）

- ・機能要件確認の回答にあたっては、記入要領に従って、偽りなく正確に記載すること。
- ・パッケージでの対応が困難な要件については、安易にカスタマイズを選択するのではなく、可能な限り「代替案」を提案すること。
- ・カスタマイズで実現するのは、法改正対応等のレベルアップ時に影響しない範囲の小規模なものとする。
- ・システム機能要件確認書でBの回答をしている場合のカスタマイズ経費については、見積書の積算金額に含めること。

- ・提案されたシステムが、必ずしも全ての機能を実現するのではなく、別に示した提案上限額内で調整すること。

エ 推奨機器参考見積書（任意様式）

提案するシステムを使用する上で必要となるハードウェア等（仕様書1.8「機器等の導入及び仕様」）で、推奨するものの定価見積書。なお、推奨するハードウェア等が仕様を満たさない場合は、その理由を記載すること。

8. 審査方法及び審査基準

本プロポーザルの審査は、一次審査及び二次審査の2段階で行う。企画提案書等の特定までに関わる審査は、伊賀市上下水道料金システム構築業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施し、一次審査及び二次審査の合計点である評価合計点が最も高い提案者を契約の最優先候補者と決定する。

なお、複数の提案者の総合得点が同点である場合は、構築見積金額の低い者を最優秀候補者とする。それでも決定しない場合は、審査委員会の総合的な評価により最優秀候補者を決定する。

審査委員会の評価において委員会委員の過半数が評価合計点の2分の1以下と採点した場合は、見送ることもあり得る。また、企画提案が1者のみの場合でもプロポーザルの審査は、一次審査及び二次審査の2段階で審査を行う。

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 一次審査(書類審査)の実施と結果通知

提出された企画提案書等について、審査基準に基づいて審査を実施し、評価の高い提案者から順に3者を第一次審査の通過者とする。

なお、同一の評価が2者以上となった場合は、構築見積金額の低い者を上位とし、次点者についても同様とする。

ただし、一次審査で次の条件を満たさない場合は失格とする。

- ア 提示価格が提案上限額で示す金額の範囲内であること。
- イ 作業スケジュールが施行範囲内であること。

一次審査の結果通知及び二次審査の案内は、令和3年6月18日（金）（予定）に書面で発送する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

ア 実施日時・場所

実施日 令和3年6月24日（木）

実施時間、場所は改めて通知する。

イ 実施体制

ヒアリングは、技術責任者を含めて3人以内とする。

ウ 時間配分（1者当たり 1時間以内）

プレゼンテーション 30分以内

質疑応答 15分程度

エ その他留意点

- ・プレゼンテーションの順番は、本市への「企画提案書」の提出順とする。
- ・プレゼンテーションに必要な機材のうち、プロジェクターとスクリーンは本市で準備するが、その他必要な機材については企画提案者が準備すること。
- ・社名等が特定できないように配慮すること。
- ・説明は、提案書に記載した内容に限る。提出した提案書以外を使用しないこと。
- ・欠席した場合は失格とする。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由が生じた場合は、速やかに伊賀市上下水道部営業課へ電話連絡し、その指示に従うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、二次審査の実施方法について変更が生じた場合は、その指示に従うこと。

9. 評価基準等

評価項目及び基準は、伊賀市上下水道料金システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準表による。(別紙のとおり)

10. 提案書の特定

(1) 提案書特定・非特定の通知

令和3年7月上旬(予定)

(2) プロポーザル提案書評価結果通知書(様式第7号)により通知する。

(3) 特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領(平成19年伊賀市告示第256号)第4条に規定する苦情申立書(様式第1号)により非特定理由の説明を求められることができる。

ア 提出期間 プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の午前9時から午後4時30分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部営業課

ウ 提出方法 書面により持参とする。

11. スケジュール(予定を含む。)

公告・実施要領等の公表	令和3年5月12日(水)
質問書の受付	令和3年5月12日(水)から 令和3年5月20日(木)まで

参加資格確認申請書提出期限	令和3年5月27日(木)
参加資格結果通知	令和3年6月1日(火)
企画提案書等の提出期限	令和3年6月10日(木)
一次審査(書類審査)	令和3年6月11日(金)から 令和3年6月17日(木)まで
一次審査結果通知、二次審査案内	令和3年6月18日(金)
二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和3年6月24日(木)
審査結果通知	二次審査終了後速やかに
契約締結	令和3年7月中旬

※日程については、現在の予定であり、状況に応じて変更する場合があります。

12. 業務委託先の決定

(1) 業務仕様書、詳細見積書の作成

提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について発注者とその内容を協議し、業務仕様書を作成すること。また詳細の見積書(設計書の大項目ごとの作業工数、SE単価等をもれなく明記)を作成すること。

(2) 契約の方法

業務仕様書及び詳細見積書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

(3) 契約保証金の納付

伊賀市会計規則第99条の規定による。

13. その他

(1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。

(2) 資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。

(3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。

(4) 企画提案書等の提出者は、本業務に関して専門分野(管理技術者を除く。)についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。

(5) 企画提案書等を提出した者が、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。

(6) 企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 企画提案書等作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

の

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

(7) 次の納税証明書等（ヒアリング実施日から起算して6か月以内のものに限る。）の提示がないと、本プロポーザルには参加できない。

ア 伊賀市内に本店を有する事業者

① すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行

イ 伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者

① すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕＝伊賀市収税課発行

② 消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行

ウ 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者

① すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕＝所管県税事務所発行

② 消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕＝所管税務署発行

エ その他の事業者

① 法人税、消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3の3〕＝所管税務署発行

(8) 次の品質管理及び情報保護対策の証明書等の提示がない場合は、本プロポーザルには参加できない。

ISO27001若しくはJISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はJISQ15001（プライバシーマーク）

14. 事務局

〒518-0131 三重県伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4

伊賀市上下水道部営業課

電話番号 0595-24-0003

FAX番号 0595-24-0006

E-mail eigyou@city.iga.lg.jp